

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

有価証券の区分変更

Q : 売買目的有価証券からそれ以外の有価証券への所有目的区分の変更について、注意することがあれば教えてください。

A : 改正された法人税基本通達に留意事項が規定されています。

【解説】

12年度の改正では、有価証券を所有目的に応じて「売買目的有価証券」「満期保有目的等有価証券」「その他有価証券」の3つに区分することとされましたが、所有目的区分の変更は、利益調整を防止する観点から厳しく制限されています。

先ごろ公表された改正法人税基本通達には、売買目的有価証券から満期保有目的等有価証券又はその他有価証券へ区分変更される「短期売買業務の全部の廃止」について、留意事項が規定されています。

通達では、短期売買業務の全部の廃止とは、反復継続して行う有価証券の売買を主たる業務として又は従たる業務として営んでいる法人が、その業務を行っている事業所、部署等の撤収、廃止等をし、その法人が短期売買業務そのものを行わないこととした場合を指し、単に保有する売買目的有価証券の売却を行わないことにしたというだけではない、としています。

つまり、売買目的有価証券からそれ以外の有価証券に区分変更するためには、例えば帳簿上、勘定科目の表示を変えるなど意志を表明するだけでは足りないということになります。

